

401(k)プランにおける差別禁止テストについて

1. 趣旨

従業員全般に平等にプランの恩恵が享受される、つまりは、掛金の負担能力のある高賃金労働者を優遇するものとならないものであるということが満たされていることが、税制上の優遇措置を与える前提であることから、401(k)プランにおける労働者の課税前拠出金等について、高賃金労働者、非高賃金労働者に区分して、両者に著しい差が認められないかチェックするものである。

2. 内容

(1) 従業員の区分

以下のいずれかの基準に合致する者を高賃金労働者とし、それ以外は非高賃金労働者として区分する。

- ① 前年度又は今年度において、会社株式の5%以上を所有する労働者（家族が所有する株式も考慮する）
- ② 前年度報酬額が\$100,000超(2006年。毎年調整される)の従業員（ただし、事業主の選択により、これらの労働者のうち、報酬額上位20%以内の者だけに限定することも可能。）

(2) 上記の区分に従って区分された高賃金労働者と非高賃金労働者のグループの平均拠出率を算出する。

※ 拠出率＝課税前拠出金額／報酬額

(3) 両グループの平均拠出率について、以下の2つのテストにパスする必要がある。

① 125%テスト

高賃金労働者グループの平均拠出率が、非高賃金労働者グループの平均拠出率の1.25倍を上回らないこと。

② 200%/2Point Spreadテスト

高賃金労働者グループの平均拠出率が、非高賃金労働者グループの平均拠出率の2倍を上回らず、かつその差が2ポイント以内であること。

3. 効果

差別禁止テストをパスできれば、401(k)プランとして税制適格を認められるための1つの要件を満たすこととなる。

差別禁止テストをパスできない場合は、

- 実施企業に対して、高賃金労働者グループの超過拠出金の10%相当額のペナルティー税が課される
 - さらに超過状態が解消されない場合は、税制適格プランとして認められなくなる
- という措置がとられる。

4. 対応

差別禁止テストにパスできなかった場合の対応策として取り得るものは以下のとおり。

- ① 超過拠出分を高賃金労働者に返還（給付として支給（課税所得））
- ② 超過拠出をしている高賃金労働者が、超過拠出部分を課税後拠出とすることを選択する
- ③ 企業が非高賃金労働者グループに対して追加拠出する（本人拠出とみなされる）。

（備考）

差別禁止テストには、上記のように労働者の課税前拠出金についてテストするもの（401(k)テスト）の他に、「事業主が拠出するマッチング拠出金+労働者の課税後拠出金」について同様の計算式で実施する401(m)テストがある。